2. 傷 害

(1) 傷害慰謝料については、原則として入通院期間を基礎として別表 I (171頁) を使用する。

通院が長期にわたる場合は、症状、治療内容、通院頻度をふまえ実通院日数の3.5 倍程度を慰謝料算定のための通院期間の目安とすることもある。

被害者が幼児を持つ母親であったり、仕事等の都合など被害者側の事情により特 被害者が幼児を持つ母親であったり、仕事等の都合など被害者側の事情により特 に入院期間を短縮したと認められる場合には、上記金額を増額することがある。な お、入院待機中の期間及びギプス固定中等安静を要する自宅療養期間は、入院期間 とみることがある。

- (2) 傷害の部位,程度によっては,別表 I の金額を20%~30%程度増額する。
- (3) 生死が危ぶまれる状態が継続したとき、麻酔なしでの手術等極度の苦痛を被ったとき、手術を繰返したときなどは、入通院期間の長短にかかわらず別途増額を考慮する。
- (4) むち打ち症で他覚所見がない場合等(注)は入通院期間を基礎として別表 II (172) (172) (173) (173) (173) (174) (175
- (注)「等」は軽い打撲・軽い挫創(傷)の場合を意味する。

慰謝料基準改定の経緯については,本誌下巻93頁「慰謝料基準改定に関する慰謝料 検討PT報告」参照。 -XiB

入 通 院 慰 謝 料

別表I

別表	I													(肖	单位:	万円
/	入院	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月
通院	BA	53	101	145	184	217	244	266	284	297	306	314	321	328	334	340
1月	28	77	122	162	199	228	252	274	291	303	311	318	325	332	336	342
2月	52	98	139	177	210	236	260	281	297	308	315	322	329	334	338	344
3月	73	115	154	188	218	244	267	287	302	312	319	326	331	336	340	346
4月	90	130	165	196	226	251	273	292	306	316	323	328	333	338	342	348
5月	105	141	173	204	233	257	278	296	310	320	325	330	335	340	344	350
6月	116	149	181	211	239	262	282	300	314	322	327	332	337	342	346	
7月	124	157	188	217	244	266	286	304	316	324	329	334	339	344		
8月	132	164	194	222	248	270	290	306	318	326	331	336	341			
9月	139	170	199	226	252	274	292	308	320	328	333	338				
10月	145	175	203	230	256	276	294	310	322	330	335					
11月	150	179	207	234	258	278	296	312	324	332						
12月	154	183	211	236	260	280	298	314	326							
13月	158	187	213	238	262	282	300	316								
14月	162	189	215	240	264	284	302									
15月	164	191	217	242	266	286										

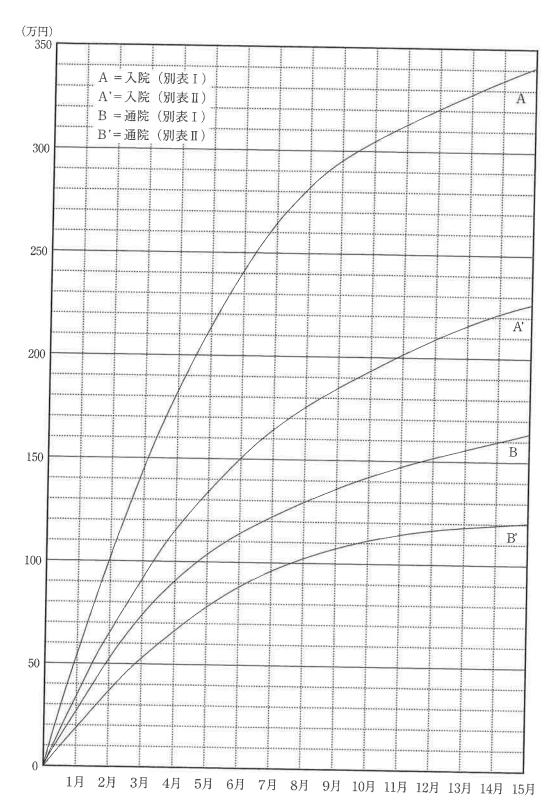
- [表の見方] 1. 入院のみの場合は、入院期間に該当する額(例えば入院3カ月で完治した 場合は145万円となる。)
 - 2. 通院のみの場合は、通院期間に該当する額(例えば通院3カ月で完治した 場合は73万円となる。)
 - 3. 入院後に通院があった場合は、該当する月数が交差するところの額(例え ば入院3カ月,通院3カ月の場合は188万円となる。)
 - 4. この表に記載された範囲を超えて治療が必要であった場合は、入・通院期 間1月につき、それぞれ15月の基準額から14月の基準額を引いた金額を加算 した金額を基準額とする。例えば別表 I の16月の入院慰謝料額は340万円+ (340万円-334万円) =346万円となる。

入 通 院 慰 謝 料

	(単位:万円)
は本 ガ	

表]	I											-	_	10 [10日	14月	15月
/	入院	1月	2)	月 3	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	
通院	A'	35	6	6	92	116	135	152	165	176	186	195	204	211	218	223	228
1月	B' 19	52	8	3	106	128	145	160	171	182	190	199	206	212	219	224	229
2月	36	69	+	97	118	138	153	166	177	186	194	201	207	213	220	225	230
3月	53	83	+	+	128	146	159	172	181	190	196	202	208	214	221	226	231
4月	-	95	+		136	152	165	176	185	192	197	203	209	215	222	227	232
5月	-	105	+	27	142	158	169	180	187	193	198	204	210	216	223	228	233
6月	-	+	+	33	148	162	173	182	188	194	199	205	211	217	224	229	
7月	+	-	+	.39	152	166	175	183	189	195	200	206	212	218	3 225		
8 5	1=	+	+	43	156	168	176	184	190	196	201	207	213	219)		
-		-	-	147	158	+	-	7 185	191	197	202	2 208	3 214	1			
9)		-	+	149	159	+	-	3 186	192	198	3 203	3 209	9				
10)	+-	+-	+	150	160	+-	-	+	193	199	20	4					
11,	+	-	+	151	161	+-	-	-	+	1 200							
12	+	+	-			+	+		+-	5	-						
13	-		-	152	-	-	+-				-						
14	月 12	1 1	38	153	-	+-	+		0		-	+	-				
15	月 12	22 1	.39	154	164	4 17	5 18	33									





3. 後 遺 症

(1) 被害者本人の後遺症慰謝料

1級, 2級等の重度後遺障害の場合には,本誌上巻186頁「(2) 近親者の慰謝料」も 参照。

第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	
2800万円	2370万円	1990万円	1670万円	1400万円	1180万円	1000万円	
 第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	無等級
830万円	690万円	550万円	420万円	290万円	180万円	110万円	37季照

平成14年4月1日以降の事故で、後遺障害等級別表第1の2級の後遺障害と同別表第2の後遺障害があった場合、自賠責保険では併合による等級の繰り上げはないが、 慰謝料の算定にあたっては、平成14年4月1日より前の事故と同様に、併合による等級の繰り上げをして算定する。

① 1級の事例

- ○痴呆・尿失禁等の精神障害(2級2号)と視力障害(2級1号,併合1級)の主婦(60歳・障害者の夫と姑の介護をしながら農業に従事)につき,傷害分400万円のほか,本人分3200万円,近親者2名分580万円の後遺障害分合計3780万円を認めた(事故日平9.8.23青森地判平13.5.25 自保ジ1403・1)
- ○第五胸髄以下完全麻痺(1級)の大学生(男・21歳)につき,傷害分300万円のほか,本人分3000万円,父母各250万円の後遺障害分合計3500万円を認めた(事故日平10.12.10東京地判平13.7.31 交民34・4・990)
- ○高次脳機能障害等(1級3号)と1眼摘出(8級1号,併合1級)の独身女性(事故時21歳・会社員)につき、生死の境をさまよい6回の大手術を受けたこと、若くして重大な障害を負ったこと、外貌にも著しい醜状が残ったこと、両親の介護の精神的負担も極めて重いこと等を考慮して、傷害分480万円のほか、本人分3200万円、父母各400万円の後遺障害分合計4000万円を認めた(事故日平9.8.12 東京地判平15.8.28 交民36・4・1091)
- ○高次脳機能障害 (1級3号) の大学院生 (男・固定時27歳・博士課程在学) につき,傷害分600万円のほか,本人分3000万円,父母各400万円の後遺障害分合計3800万円を認めた (事故日平9.4.24 東京地判平16.6.29 交民37・3・838)
- ○遷延性意識障害等(1級1号)の高校生(男・固定時17歳)につき,傷害分350万円のほか,本人分3000万円,父母各400万円,後遺障害分合計3800万円を認めた(事故日平14.8.
 - 2 名古屋高判平18.6.8 [一審・岐阜地判平17.10.14] 自保ジ1681・2)
- ○高次脳機能障害,右片麻痺,体幹失調等(2級1号),複視(12級相当,併合1級)の大学生